

□ 内は今回追加したデータ
下線部は今回変更した記述

※平成20年度データは速報値

県内における産業廃棄物の排出状況について

1 産業廃棄物排出量の状況

平成15年度以降、県内で排出された産業廃棄物の排出量の推移は、表1及び図1-1のとおりである。

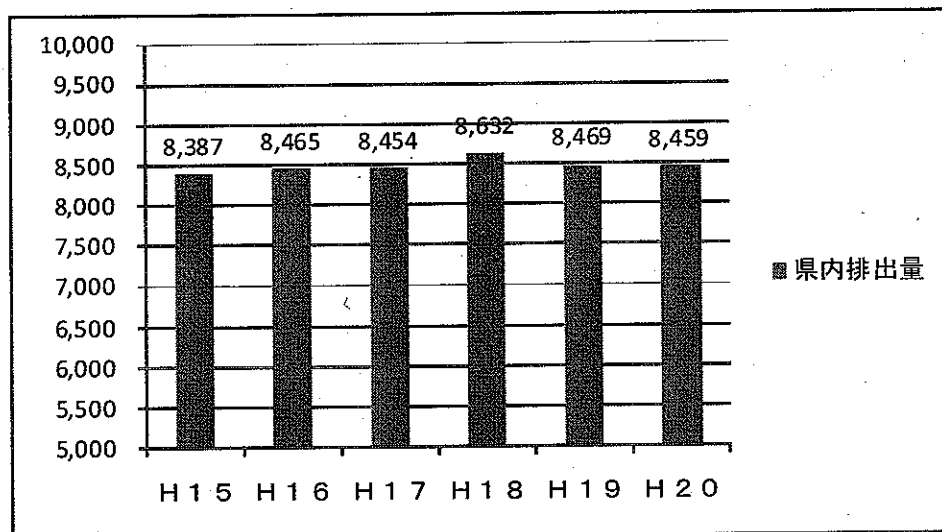
表1 県内排出量の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
排 出 量	8,387	8,465	8,454	8,632	8,469	8,459	8,514
前年度からの増減 (前年度比)	-	+78 (+0.93%)	△11 (△0.13%)	+178 (+2.11%)	△163 (△1.89%)	△10 (△0.12%)	-

図1-1 県内排出量の推移

(単位：千t)



産業廃棄物の排出量は、平成15年度以降、対前年度比概ね2%以内で増減しており大幅な増減は見られないが、条例の施行初年度である平成18年度をピークにわずかながら減少している。

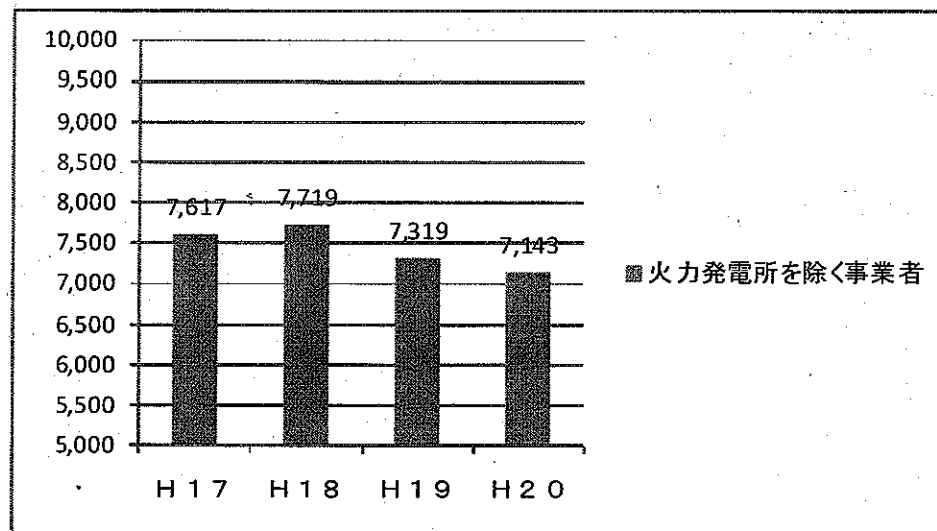
福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値に対しては、順調に推移しているといえるが、今後とも、産業廃棄物税を活用しながら、再使用・再商品化が

可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組みをより一層促進する必要がある。

なお、図1-1のうち、火力発電所を除いた事業者の排出量の推移を示したものが図1-2であり、条例の施行初年度である平成18年度をピークに減少傾向にある。

また、平成19年度は前年度より40万トン、平成20年度は前年度より17万6千トン減少しており、図1-1の県内排出量全体における減少幅と比較すると大幅に減少しているといえる。

図1-2 火力発電所を除く県内排出量の推移 (単位：千t)



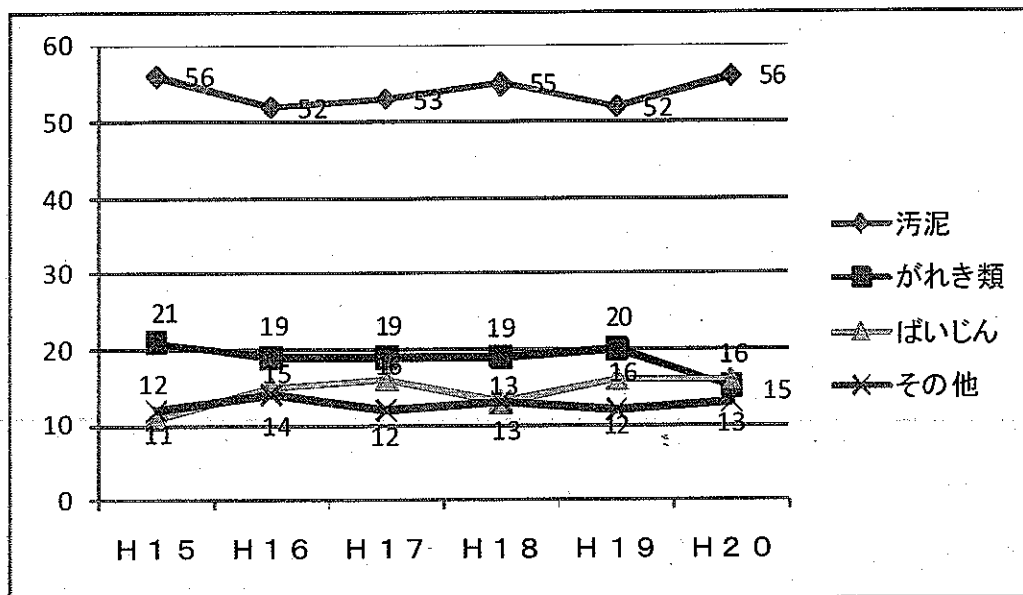
※H16年度以前はデータなし

これらは、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるが、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

平成15年度以降における産業廃棄物の種類別、業種別の排出割合は、図2及び図3のとおりである。

図2 種類別排出割合

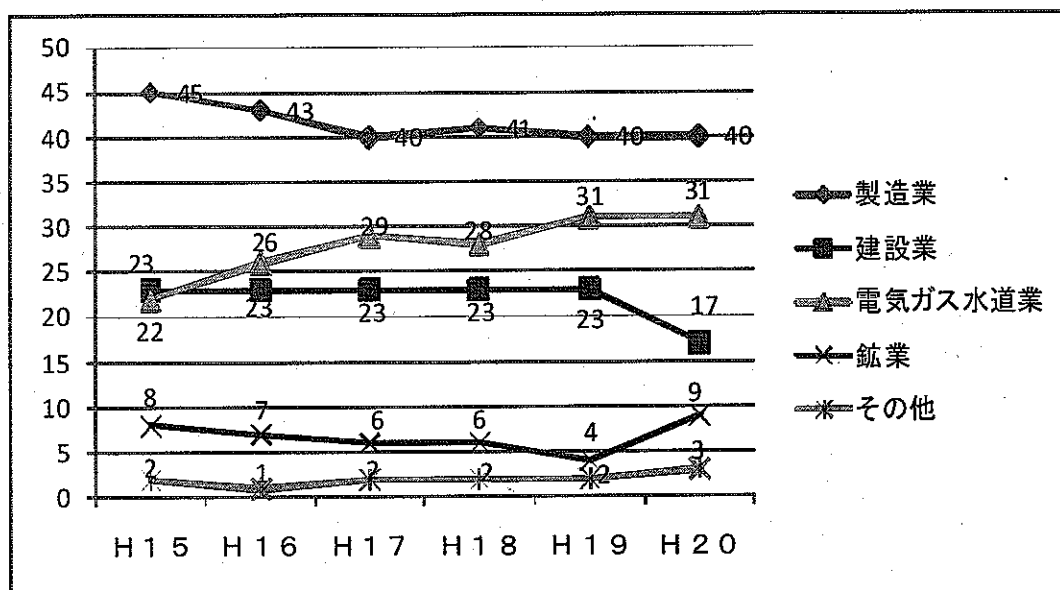
(単位：%)



種類別に見ると、直近の平成20年度は、「汚泥」が56%と最も多く、次いで、「ばいじん」が16%、「がれき類」が15%となっている。平成15年度以降、構成比に大きな変化はない。

図3 業種別排出割合

(単位：%)



業種別に見ると、直近の平成20年度は、「製造業」が40%で最も多く、次いで、「電気・ガス・水道業」が31%、以下、「建設業」が17%となっている。平成15年度以降、製造業の占める割合がわずかに減少し、電気ガス水道業の占める割合が増加している。

2 産業廃棄物の最終処分の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量の平成15年度以降の推移は、表2及び図4-1のとおりである。なお、この最終処分量には県外で最終処分された量（表4の数値）が含まれている。

表2 県内発生した産業廃棄物の最終処分量等の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
最終処分量 (最終処分率)	615 (7.3%)	706 (8.3%)	637 (7.5%)	613 (7.1%)	696 (8.2%)	798 (9.4%)	596 (7.0%)
前年度からの増減 (前年度比)	-	+91 (+14.8%)	△69 (△9.8%)	△24 (△3.8%)	+83 (+13.5%)	+102 (14.7%)	-

※最終処分率とは……(最終処分量/産業廃棄物の県内排出量)×100

県内の最終処分場には県外からも搬入され最終処分されているが、その量の推移は表3のとおりである。

表3 県内の最終処分場に県外から搬入された量

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外からの搬入量	77	-	103	138	138	121

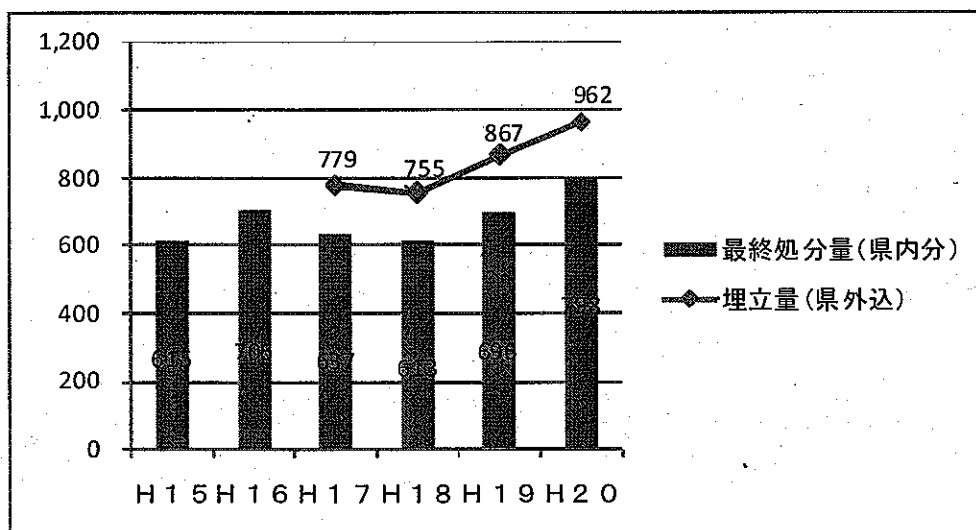
県内で発生した産業廃棄物は県外でも最終処分されているが、その量の推移は、表4のとおりである。

表4 県外の最終処分場で最終処分された量

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外への搬出量	14	-	19	13	12	17

図4-1 県内産廃の最終処分量と最終処分場における埋立量の推移 (単位：千t)



県内で発生した産業廃棄物の最終処分量については、対前年度比で10%前後の変動があり、排出量の変動比に比べて大きい状況にある。

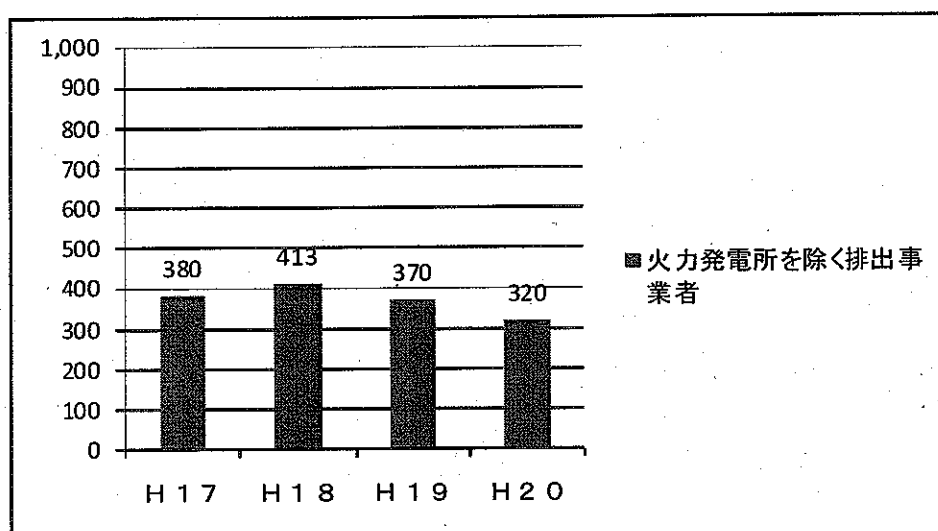
平成19年度は前年度より8万3千トン増加、平成20年度は10万2千トン増加し、条例の施行初年度である平成18年度以降は年々増加傾向にある。

このような状況に歯止めをかけ、福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値を達成するためには、今後も産業廃棄物税を十分に活用しながら、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層推進し、最終処分量の抑制に努めていく必要がある。

なお、税条例施行後も最終処分量が増加した要因としては、火力発電所から発生するばいじんが大きく、図4-1のうち、火力発電所を除いた事業者の最終処分量の推移を示したものが図4-2である。

条例の施行初年度である平成18年度をピークに減少傾向にあり、平成19年度は前年度より4万3千トン、平成20年度は前年度より5万トン減少した。

図4-2 火力発電所を除く県内産廃の最終処分量の推移（単位：千t）



※H16年度以前はデータなし

これらは、火力発電所を除くと、排出量の推移と同様、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるが、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

なお、火力発電所からの産業廃棄物（主にばいじん）については、主にセメントの原料として再利用されているが、排出量（発電量）に大きな変動がない中で再生利用率が景気の影響等で90%（H18年度）から70%（H20年度）まで低下したことから、最終処分量が大幅に増加している。

3 再生利用・減量化の状況

平成15年度以降の産業廃棄物の再生利用・減量化量等の推移は、表5及び図5のとおりである。

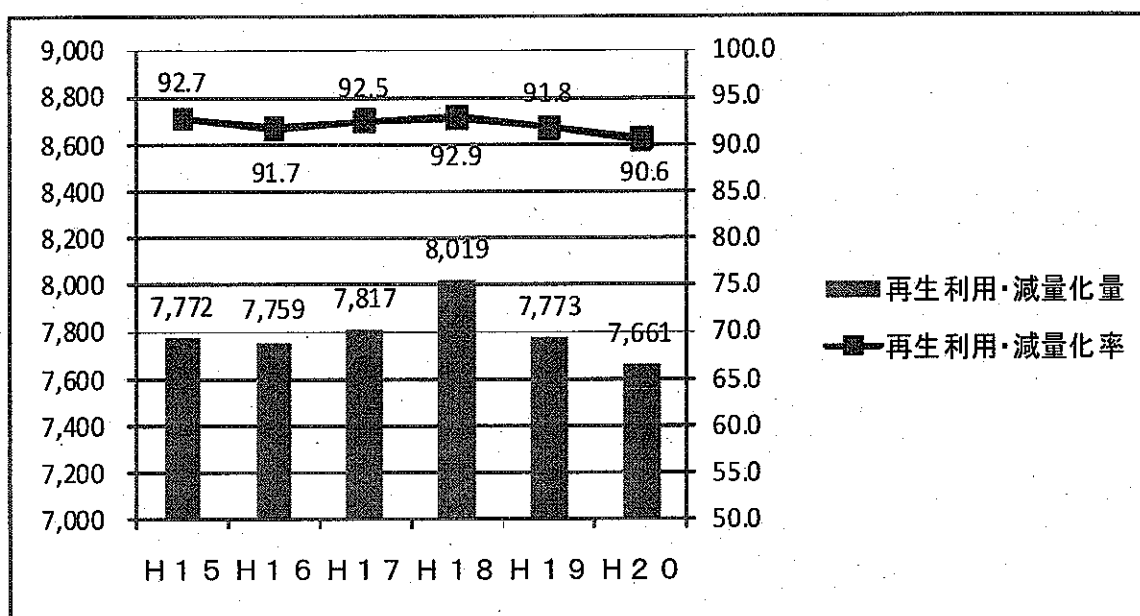
表5 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
再生利用・減量化量	7,772 (92.7%)	7,759 (91.7%)	7,817 (92.5%)	8,019 (92.9%)	7,773 (91.8%)	7,661 (90.6%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39.4%)	3,542 (41.9%)	3,549 (42.0%)	3,371 (39.1%)	3,555 (42.0%)	3,553 (42.0%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53.3%)	4,217 (49.8%)	4,268 (50.5%)	4,648 (53.8%)	4,218 (49.8%)	4,108 (48.6%)	4,875 (57%)

図5 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t、%)



平成15年度以降、本県の再生利用・減量化率は92%前後で推移していたものの、平成20年度は90.6%となっている。なお、再生利用量については、増加傾向にあり、福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値を達成しているものの、頭打ちとなっている。

本県の再生利用・減量化率等が目標値を達成するためには、今後も産業廃棄物税を十分に活用しながら、産業廃棄物の再生利用、減量化をより一層推進していく必要がある。

4 最終処分場の状況

産業廃棄物の平成15年度以降の最終処分量は、県内分が60～70万トン、県外分が10～15万トンで推移している。このような状況が継続すれば、最終処分場の残余年数は、平成20年度末現在、安定型で約10.9年、管理型で約7.3年と算出できる。

最終処分場や焼却施設などの産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用化が進み適地が少なくなっていることや、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の摘発などにより、産業廃棄物という呼称そのものに忌避感を持たれ、産業廃棄物処理業者への不信感が解消されないことから、その結果として、最終処分場などの産業廃棄物処理施設の建設が困難な状況が続いている。

こうしたことから、排出抑制、再生利用等の取組みを進め、最終処分量の抑制を図っていく必要がある。

5 不法投棄発見件数等の推移

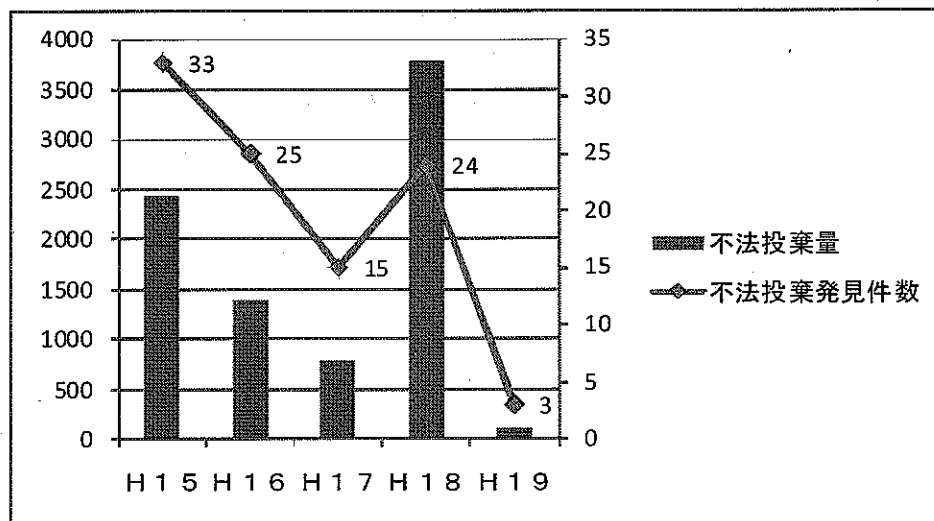
平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にあり、税導入による一定の効果があったといえる。

今後も、不法投棄の根絶に向け、産業廃棄物税を活用し、未然防止体制の強化、早期発見体制の充実など総合的な対策を講じていく必要がある。

表6 不法投棄発見、投棄量の推移 (単位：件、トン)

	H15	H16	H17	H18	H19
不法投棄発見件数	33	25	15	24	3
投棄量	2,441	1,390	796	3,796	123

図6 不法投棄発見、投棄量の推移 (単位：件、トン)



※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量

特例納付事業者の状況について

現在、県内の特別徴収義務者数は24（施設数27）、自社処分業者は16（施設数20）であり、特例納付事業者（※）は4（施設数4）となっている。

県内の特例納付事業者の内訳は、製造業が1社、火力発電所が3社である。

※ 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は超える部分の1/2を課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

表1 業態別税収

（単位：円）

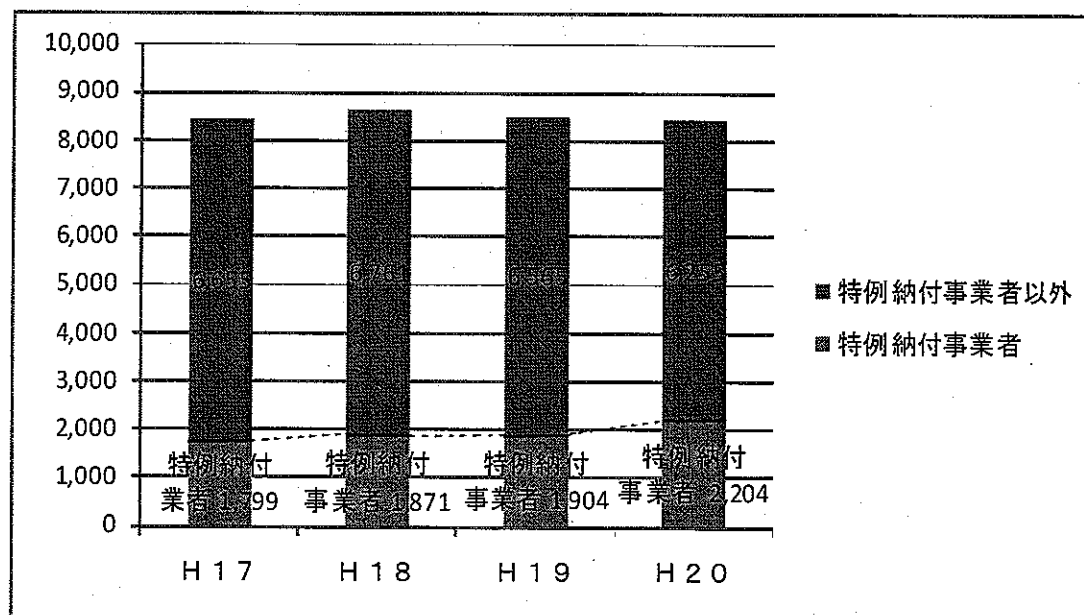
年 度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1 見 込
特別徴収義務者	282,916,226	413,483,168	376,276,212	333,711,000
自社処分業者	5,793,995	3,864,344	4,013,337	3,289,000
特例納付事業者	90,857,127	153,293,494	223,921,617	193,000,000
合 計	379,567,348	570,641,006	604,211,166	530,000,000

表1によると、税制度導入以降、特例納付事業者からの税収が大幅に増加している状況にあり、県内の排出量を特例納付事業者とそれ以外で見た推移が図1のとおりである。

特例納付事業者からの排出量が排出量全体の約2割以上を占めており、税導入後も排出量は微増している。

図1 県内排出量の推移

（単位：千t）

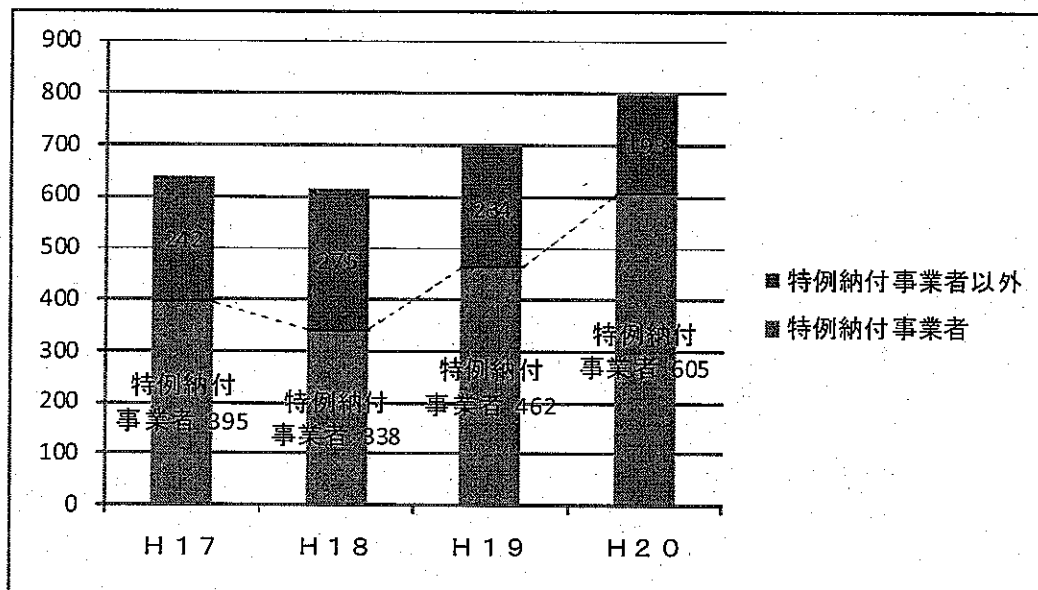


また、県内で発生した最終処分量を特例納付事業者とそれ以外で見た推移は図2のとおりである。

直近の平成20年度を見ると、特例納付事業者からの排出量が全体の75.8%を占め、条例の施行初年度である平成18年度以降も特例納付事業者の最終処分量は大幅に増加している。

図2 県内産廃の最終処分量の推移

(単位：千t)

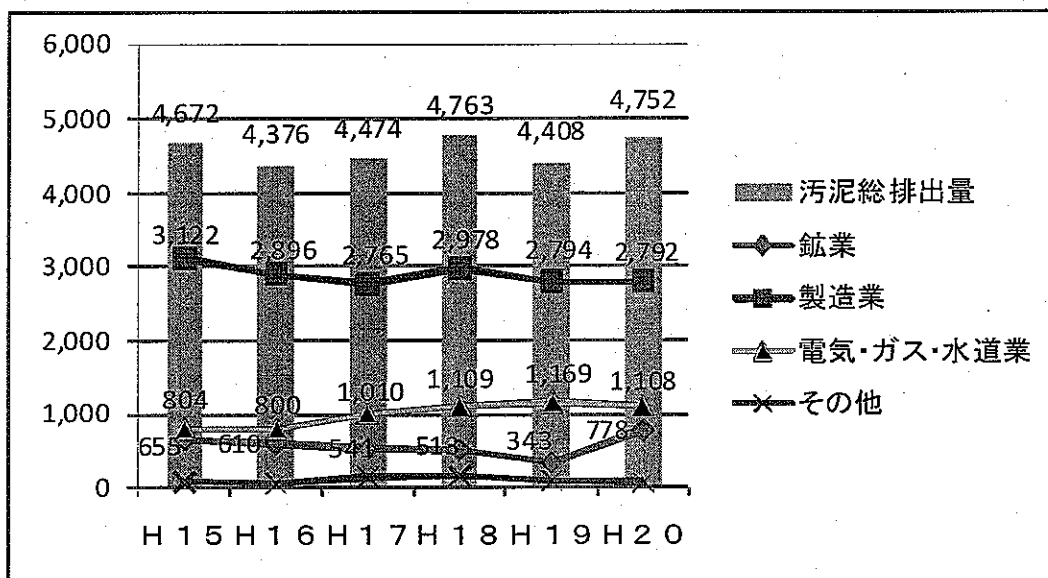


主な産業廃棄物の種類別の状況について

県内で排出される主な産業廃棄物をその種類別（汚泥、ばいじん、がれき類）に構成業種で見た推移は、図1から図3のとおりである。

図1 汚泥の排出量の業種別推移

（単位：千t）



産業廃棄物全体の50%以上を占める汚泥は、主に製造業、電気・ガス・水道業、鉱業から排出されており、製造業が約6割を占めている。

平成15年度以降、製造業から排出される汚泥は減少傾向にあるものの、一方で公共性の高い電気・ガス・水道業が増加傾向にあるといえる。なお、電気・ガス・水道業による汚泥のほとんどが下水道事業から発生するものである。

<参考> 汚泥の最終処分量の業種別推移

（単位：千t）

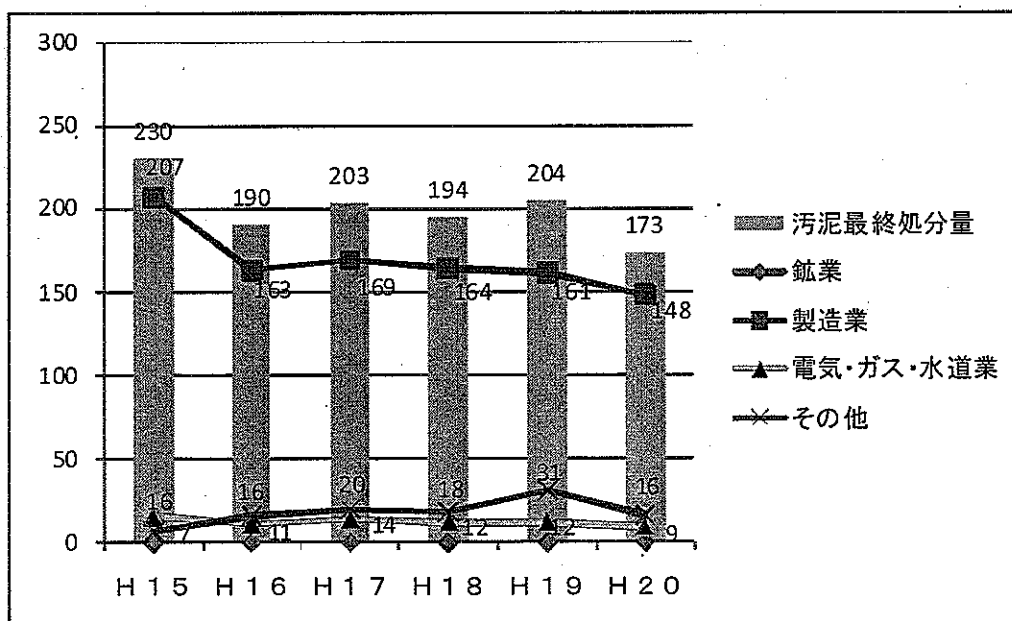
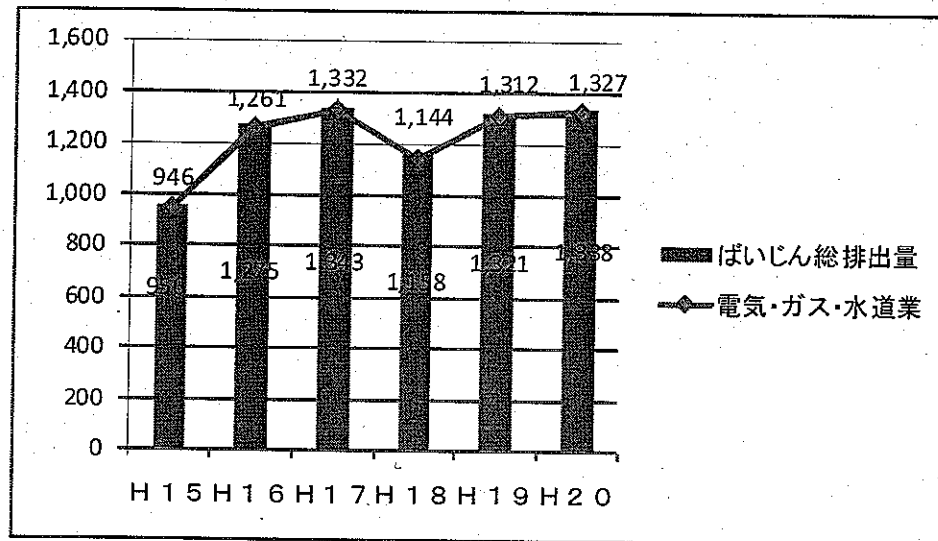


図2 ばいじんの排出量の業種別推移

(単位：千t)



産業廃棄物全体の16%を占めるばいじんは、そのほぼすべてが公共性の高い電気業（火力発電所）から発生するものである。

<参考> ばいじんの最終処分量の業種別推移

(単位：千t)

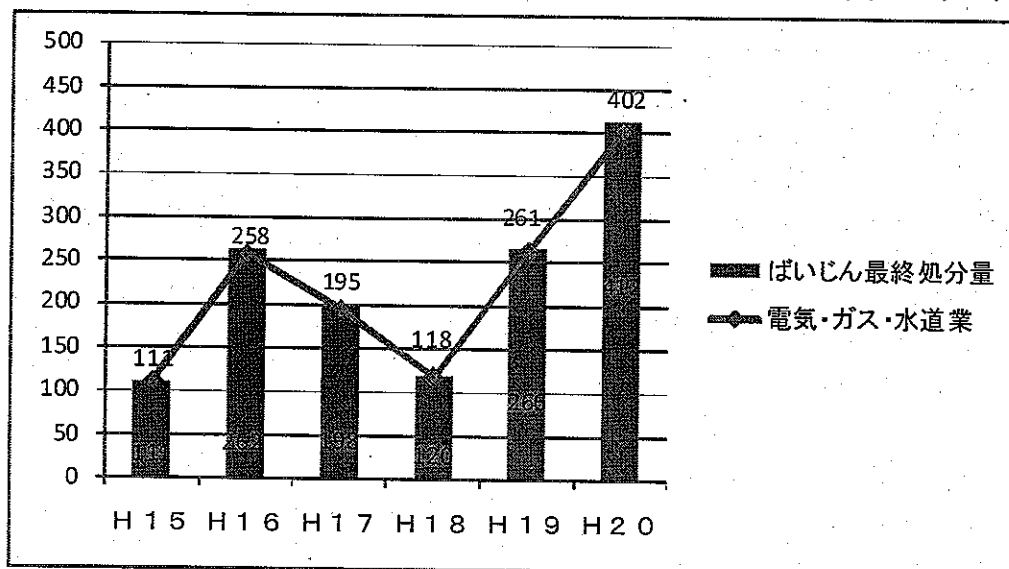
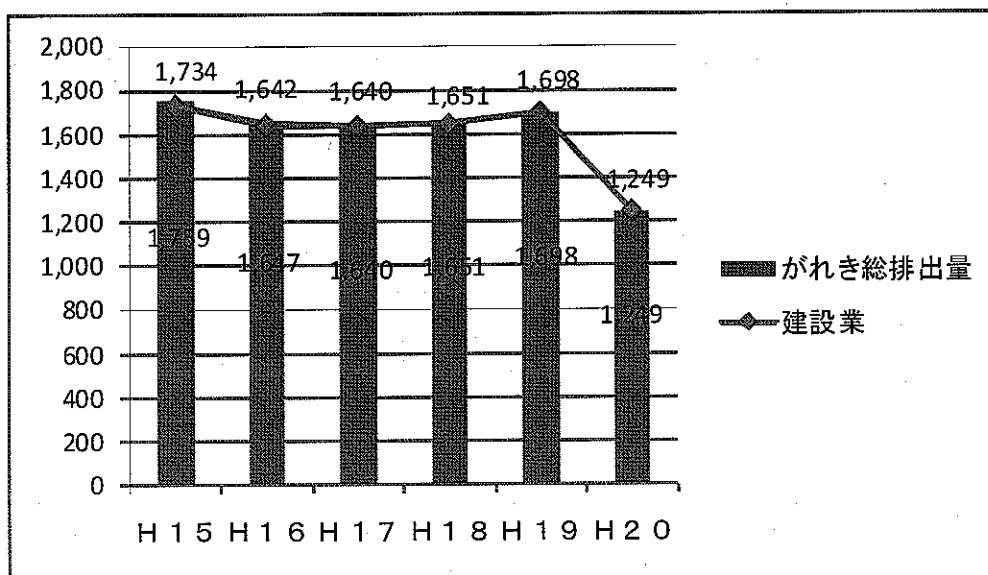


図3 がれきの排出量の業種別推移

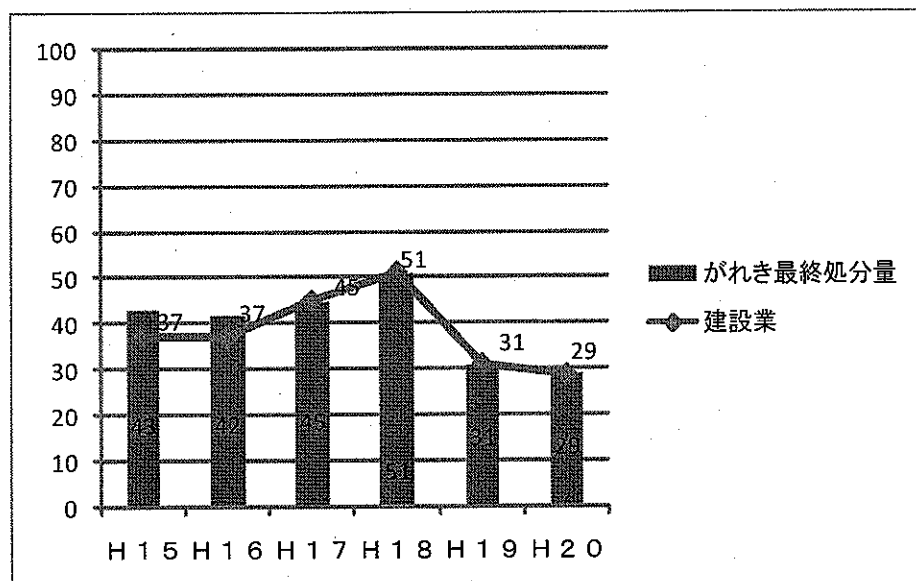
(単位：千t)



産業廃棄物全体の15%を占めるがれき類は、そのほぼすべてが建設業から排出されている。平成20年度は大幅に減少しており、これが全体の排出量の減少に大きく影響したと考えられる。

<参考> がれきの最終処分量の業種別推移

(単位：千t)



資料 4

※集計結果は速報値

産業廃棄物税に関する排出事業者意識調査結果について

産業廃棄物税を負担している排出事業者の税導入後の意識を把握するため、県内の多量排出事業者（年間500トン以上）を対象にアンケート調査を実施した結果、次のとおりとなった。

※対象事業者数489、回答総数326、回答率67%

■貴事業所では産業廃棄物税制度の導入によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等が促進されましたか。＜複数回答あり＞

1. 排出抑制が促進された	13.8%
2. 自社内での中間処理による減量化が促進された	3.7%
3. 自社内での再利用、リサイクルが促進された	12.0%
4. 委託先の選定により減量化・再生利用が促進された	20.6%
5. 特に促進はされなかった	54.3%

■貴事業所では産業廃棄物税制度の導入後、自社処分又は委託による埋立処分量（最終処分量）は変化しましたか。

1. 埋立処分量の削減のための取組みにより、埋立処分量が削減した	17.8%
2. 埋立処分をしていない	18.1%
3. 従来から埋立処分量が少ないため、ほとんど変化はない	40.2%
4. 従来から埋立処分量が多いが、ほとんど変化はない	10.4%
5. 埋立処分量が増加した	1.5%
6. その他	4.3%

〔「6」その他の回答：フリー記述〕

・導入に関係なく削減活動を実施中

■貴事業所では税制度の導入によって、処理コストや減量化・リサイクル等に対する社員の意識にどのような影響（効果）がありましたか。

1. 埋立処分等の抑制により、結果的には処理コスト削減につながった	13.5%
2. 社員の意識改革につながったが、処理コスト削減までには至らなかった	20.9%
3. 社員の意識改革につながったが、処理コストが増えた	5.5%
4. ほとんど影響（効果）はなかった	55.2%

■産業廃棄物税の税収を活用した取組みとして、どのような事業が望ましいと思われますか。＜複数回答あり＞

1. 排出抑制・減量化・リサイクル効果が高い施設整備等への支援	45.1%
2. 排出抑制・減量化・リサイクル等の促進のための技術開発への支援	46.6%
3. リサイクル製品の認定や普及・利用促進	23.9%
4. 処分場等の周辺環境に対する影響調査、監視・指導	23.0%
5. 産業廃棄物に関する環境教育、広報活動	20.9%
6. 不法投棄防止対策	45.1%
7. 排出事業者等に対する適正処理の普及・啓発	15.6%
8. その他新たな活用方法	2.8%

〔「8」その他の回答：フリー記述〕

- ・電子マニフェストシステムの助成金（中小収集運搬業者対象）
- ・公共関与により整備する最終処分場設置費用に充当する
- ・産業廃棄物処理施設整備事業
- ・新規処分場建設予定者への援助

産業廃棄物税に関する排出事業者等からのヒアリング結果について

平成21年11月19日～平成21年12月7日に、排出事業者等16社及び中核市2市を訪問し産業廃棄物税に関するヒアリングを行った。

(1) 産業廃棄物の排出事業者

◆産業廃棄物の多量排出事業者（7社）

(2) 産業廃棄物を中間処理又は最終処分をしている事業者

◆受入量が多く、多様な種類の産業廃棄物を処理している中間処理事業者（5社）

◆最終処分の処理量が多い最終処分事業者（5社、うち1社は中間処理業を兼ねる）

(3) 中核市（郡山市及びいわき市）

産業廃棄物排出量（処理量）の今後の見込みについて

排出事業者

<増加する>

- 生産が少しずつ上向きのため増加傾向。

<減少する>

- 火力発電所はベース電源であるため発生量に大幅な変動はないが、燃え殻を大口需要先への売却する計画であり、排出量は多少減少。
- 工場の設備を縮小したため7割まで減少。

<変わらない>

- これまでもリサイクルに努めており、大幅に廃棄物を減らすことは困難。
- 石炭灰の発生は長期的には減少するが、ここ数年は現状維持。
- 発電量は変わらず今後も大幅な変動はない。（ただし、有効利用先のセメント生産の落ち込みのため、燃え殻、ばいじんの埋立量は増える可能性がある。）
- 生産量、販売量に左右されるが、ほぼ横ばい。

中間処理業者

<増加する>

- 難処理廃棄物の安全な処理に対する需要増により微増。

<減少する>

- 景気後退、リサイクルの浸透により減少。
- さらなる経済状況の悪化により減少。
- 経済低迷、生産拠点の海外移転により現状維持か減少。

<その他>

- 景気の影響から今年度は6割程度まで減少したが今後は回復。

最終処分業者

<減少する>

- 長引く不況、リサイクルできる品種の増加、廃棄物の分別精度の向上により、今後も徐々に減少。
- 経済活動の低下、県外物の搬入規制により減少。

<変わらない>

- 景気の動向に大きく左右されるが概ね横ばい。

<その他>

- 埋立は去年10月から急激に減少。今後1年くらいは現状のままでその後微増。

産業廃棄物税額について

排出事業者

<高い>

☐ 高い

<適正>

☐ 適正（ほか同意見 1 件）

☐ 他県並みであり適正ではあるが、当社の納税額全体としては高額。

<その他>

☐ 他道府県と同額ではあるが、当社の納税額全体でみると高額負担。

☐ 比較するものがないため判断困難。

☐ 全国一律に税制度を導入した上で税額を検討すべき。

中間処理業者

<高い>

☐ 高い（ほか同意見 1 件）

<適正>

☐ 適正

<その他>

☐ 税の使途が一般に知られていないため判断不可。

☐ 高い、安いは税の使われ方次第。

最終処分業者

<高い>

☐ やや高い（税はなるべく安い方がいい）

<適正>

☐ 妥当

☐ 高いが、税の有効活用ができれば良い。

<その他>

☐ 県外の廃棄物と県内の廃棄物にかかる税額は変えるべき。また、県外物の搬入規制は撤廃すべき（ほか同様の意見 2 件）。

税収の活用のあり方について

排出事業者

<施設整備や技術開発への支援>

- 排出抑制、減量化等の促進のための技術開発への支援（ほか同意見2件）。
- 排出抑制、減量化等効果の高い施設整備への支援（ほか同意見1件）

<その他>

- リサイクル製品の認定や普及・利用促進（ほか同意見1件）
- 不法投棄業者の取り締まり強化
- 県による廃棄物の減量化・リサイクル等施設の建設・管理。
- 近県のリサイクル等処理施設に関する情報提供。
- 一年中いつでも申請が可能な施設整備等への補助制度。

中間処理業者

<施設整備や技術開発への支援>

- 処理業者のリサイクル、溶融固化施設の整備費用への支援
- 廃棄物処分に付随して発生する排ガス、排水、廃熱等の利用及びそれらの環境負荷低減に関する技術開発費用への支援
- 廃棄物のリサイクルに関する技術開発費用への支援
- 処理困難廃棄物に関する処理技術開発費用への支援

<その他>

- 排出事業者に対する産業廃棄物の教育及び広報
- 税の適正な負担のため、税そのものの広報
- 排出事業者に対する適正処理の指導、普及啓発（ほか同意見1件）
- 廃棄物処理施設の周辺景観（公園、緑化、構造物等）の改善・維持費用への支援
- 環境教育費用（学生、子ども、地域住民等）への支援

最終処分業者

- 不法投棄防止対策
- 環境保全全般や不法投棄物の撤去などに一般財源として広く活用
- 処分場の景観など環境整備
- 処分場は設置地域の理解と協力が不可欠であるため、設置地域へ税の一部を還元すべき。

中核市

- 不法投棄の原因者が不明で周辺環境への影響が懸念される場合における、不法投棄物の撤去に要する費用（ほか同様の意見1件）
- 不法投棄の原因者等による撤去が長期間になる場合における、市が行う周辺環境影響調査（水・大気）に要する費用

税導入の効果について

排出事業者

<何らかの効果があった>

- リサイクルへの意識改革につながり、埋立処分が削減
- 処理コストや減量化等に対する社員の意識改革につながった（ほか同様の意見 1 件）。
- 中間処理施設（焼却）による減量化と廃熱回収を実施
- 有効利用拡大に向けて努力中

<特になかった>

- これまでもリサイクルの努力をしてきたので、特に税による効果はない。

中間処理業者

<何らかの効果があった>

- 減量化、再生利用等が進んだ。
- 意識してリサイクル等にまわすようになり最終処分量が減った。
- 税の効果かどうかは不明だが、事業者からのリサイクルの希望・相談は増えており、明らかに意識は高まっている（ほか同様の意見 1 件）。

<特になかった>

- 特に効果は感じない。

最終処分業者

<何らかの効果があった>

- 税の効果かどうか不明だが、事業者からの減量化等処理についての相談が結構ある。最終処分量も減少。

<特になかった>

- 特になし（ほか同様の意見 2 件）。

自社最終処分の特例措置について

排出事業者

<継続>

- 今後も継続すべき（ほか同意見 3 件）。
- 発電コストは最終的には電力消費者が負担することになるため、公共性の高い事業については、現状以上の特例措置をお願いする。
- 自社最終処分は処理業として埋め立てているわけではないため、さらに特例措置を強化すべき。

中間処理業者

<廃止>

- 自社処分についても一律に課税すべき（ほか同意見 1 件）。

<継続>

- 継続でよい。

最終処分業者

<廃止>

- 自社処分であっても埋めるという行為に変わりなく、廃棄物を減らすという観点では一律に課税すべき。

<継続>

- 焼却及び分別により埋立量を抑制し最終処分場の延命に努める処分業者（中間処理も行う最終処分業者）にも 1 / 2 を課税標準とする特例措置を設けてほしい。
- さらに強化すべき。

1万トンを超える場合の特例措置について

排出事業者

<廃止>

- 廃棄物を多く出しているのだから一律に課税すべき。

<継続>

- 今後も継続すべき（ほか同意見2件）。
- さらに強化すべき。
- 発電コストは最終的には電力消費者が負担することになるため、公共性の高い事業については、現状以上の特例措置をお願いする。

中間処理業者

<廃止>

- 廃止すべき（ほか同意見1件）。

<継続>

- 今後も継続すべき。
- 可能な限りの軽減が望ましい。

最終処分業者

<廃止>

- 大量排出事業者への軽減措置は、産業廃棄物の排出抑制という税の趣旨に反する。

<継続>

- 今後も継続すべき。
- さらに強化すべき。

税の処理料金への転嫁について

中間処理業者

<一部でも転嫁している>

- 排出事業者の理解により転嫁できる場合もあるが、原則当社負担。
- 新規取引先は中間処理料金に含めて請求。継続取引先は事実上値引き。
- 競争の原理から、税を転嫁しているのは2～3割。

<転嫁していない>

- 転嫁できない。排出事業者の納得を得ることが難しい。競争原理の中でトン千円分の値下げで対応。

その他自由な意見

排出事業者

<税の使途等の開示について>

- 税の使途や収支明細、税導入による効果について、県民や納税者にきめこまやかに情報提供してほしい（ほか同様の意見4件）
- 産業廃棄物関連の研修会で税の使途について知った。今後もこのような研修会を開催してほしい。

<その他>

- 産業廃棄物の処分に高額な費用を負担しており、加えて課税されることは事業者にとって負担が大きい。

中間処理業者

- リサイクルを進めるためにも、混合廃棄物（分別されていない廃棄物）は分別等が大変なので、中間処理前でも課税するなどしてコスト意識を高めるべき。
- 排出事業者への直接納税の仕組みづくりを進めてほしい。

最終処分業者

<税の使途等の開示について>

- 税の使途や税による効果などを納税者に開示して理解を得ることが必要。税により不法投棄が減ったとなれば納税する側も税の効果を実感できる。
- 税について知らない小規模の排出事業者のため、税の周知とパンフレットの配布をお願いしたい。

<その他>

- 産業廃棄物税を処理するための会計ソフトの組み替え費用の助成をお願いしたい。

中核市

- 交付金を活用した不法投棄対策事業を行っており、この継続的な事業実施のためにも平成23年度以降の税制度延長を望む。
- 税の導入により、税逃れの不法投棄や、課税されない区域への流出が考えられるため、全国的に統一した税制度のあり方を検討する必要がある。また、税を負担する排出事業者への直接的なインセンティブを検討した方が良い。